

－ 第4章 救助状況及び海難発生時の救命率向上策 －

1 救助状況

(1) 船舶事故に対する救助状況

平成28年の船舶事故隻数は2014隻で、海上保安庁ではこのうち1239隻に対し、巡視船艇等延べ1910隻、航空機延べ322機を救助のため出動させるとともに、他機関への救助手配等を行いました。

全船舶事故のうち救助を必要としなかった不要救助船舶が324隻、救助を必要とした要救助船舶は1690隻であり、要救助船舶の中で自力入港した302隻を除いた1388隻のうち1240隻が当庁等により救助されました。

(2) 乗船中の事故者に対する救助状況

乗船中の事故は、船舶の衝突、乗揚、転覆等の船舶事故に伴う乗船者の負傷、海中転落等の事故と、船舶事故以外の事由により発生した乗船者の負傷、病気、海中転落等の事故のことをいいます。

平成28年の乗船中の事故者は、1443人でした。このうち、船舶事故に伴う乗船中の事故者は516人で、海上保安庁では巡視船艇等延べ388隻、航空機延べ135機を救助のため出動させるとともに、他機関への救助手配等を行いました。

事故者のうち、自力救助を含めた460人が救助されました。

一方、船舶事故以外の乗船中の事故者は927人で、海上保安庁ではこのうち434人に対し巡視船艇等延べ555隻、航空機延べ265機を救助のため出動させるとともに、他機関への救助手配等を行いました。

事故者の中で自殺28人を除いた899人のうち、315人が自力救助、379人が当庁等により救助されました。

(3) 海浜事故に対する救助状況

海浜事故は、遊泳中の事故、釣り中の事故等のマリレジャーに関する海浜事故と、それ以外の海浜事故のことをいいます。

平成28年のマリレジャーに関する海浜事故の事故者は900人で、海上保安庁ではこのうち420人に対し巡視船艇等延べ416隻、航空機延べ181機を救助のため出動させるとともに、他機関への救助手配等を行いました。

事故者のうち、106人が自力救助、509人が当庁等により救助されました。

一方、マリレジャー以外の海浜事故の事故者は833人で、海上保安庁ではこのうち397人に対し巡視船艇等延べ382隻、航空機延べ85機を救助のため出動させるとともに、他機関への救助手配等を行いました。

事故者の中で自殺418人を除いた415人のうち、35人が自力救助、115人が当庁等により救助されました。